

平成 27 年度第 5 回経営会議

平成27年6月18日(木) 9:30

市長会議室

1 開会

2 議事

(1) 平成27年第2回市議会定例会に付議する案件について **【資料 P1～P8】**

(2) 報告案件

① 各部月例報告

(業務執行状況、イベント結果、苦情・要望等) **【資料 P9～P14】**

②その他

・美唄市食育推進計画（第2次、素案）の策定について

【資料 P15～P16】

3 その他

4 閉会

平成27年度 第5回経営会議 各部提出一覧

【ページ】

【総務部】

・平成27年第2回市議会定例会に付議する案件について	P1～P8
・市内イベント等の状況について(広報紙メロディー6月号原稿入稿分)	P9

【経済部】

・美唄市食育推進計画(第2次、素案)の策定について	P15～P16、別冊
---------------------------	------------

【都市整備部】

・平成27年度 主要建設工事等発注予定調	P10
・平成27年度 主要建設工事等進捗状況調	P11

【教育委員会】

・平成27年度 美唄サテライト・キャンパス実施状況	P12
---------------------------	-----

【病院事務局】

・市立美唄病院患者数調べ	P13
--------------	-----

【消防本部】

・平成27年5月分救急業務取扱報告書	P14
--------------------	-----

平成27年第2回市議会定例会に付議する案件

承認案件	1件
条例制定案件	1件
条例改正案件	1件
単行案件	5件
補正予算案件	1件
報告案件	4件
人事案件	1件
計	14件

《承認案件・条例制定案件・条例改正案件・単行案件》

(総務部)

〈条例改正案件〉

◆美唄市個人情報保護条例の一部改正の件

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)が平成25年5月31日に公布され、平成27年10月5日から個人番号の指定・通知等に関する規定及び特定個人の取扱い等に関する規定の施行に伴い、必要な改正を行うもの。

＜改正内容＞

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する字句を追加(第2条関係)
- (2) 特定個人情報の利用の制限の新設(第11条、第11条の2関係)
- (3) 特定個人情報の利用の訂正、中止、削除の新設(第16条、第17条関係)
- (4) 請求に対する決定等の改正(第19条第3項関係)
- (5) その他の改正事項

・第12条第1項第2号中「き損」を「毀損」に改める。

●施行期日

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第11条の次に1条を加える改正規定(第11条の2第2項および第3項に係る部分に限る。)は、平成28年1月1日から施行する。

〈単行案件〉

◆美咲市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更の件

茶志内地区の公共下水道が整備されたことに伴う茶志内小学校管理者住宅の下水道接続工事の財源として、過疎対策事業債を発行するため、当該事業内容を計画に追加登載する。

(保健福祉部)

〈条例改正案件〉

◆専決処分の承認を求める件(美咲市介護保険条例の一部を改正する条例)

専決第2号 平成27年4月30日専決

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成26年法律第83号)の改正により、公費を投入して低所得者の第1号保険料軽減強化が行われることとなり、これらに係る改正政令及び省令が平成27年4月10日付でそれぞれ交付及び施行されたことから、美咲市介護保険条例について必要な改正を行い、同条例の一部を改正する条例について去る4月30日付けで専決処分を行ったので議会に報告し、その承認を求めるもの。

〈改正内容〉

所得段階区分(対象者)		新		旧	
		負担割合	保険料年額	負担割合	保険料年額
第1段階	生活保護被保護者、世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	0.45	28,600円	0.50	31,800円

●施行期日 公布の日

●経過措置

改正後の美咲市介護保険条例第4条第1項の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、適用しない。

〈単行案件〉

◆契約締結の件((仮称)美咲市立中央保育所改修建築主体工事)

・契約の目的

(仮称)美咲市立中央保育所改修建築主体工事

構 造 鉄筋コンクリート造

- 階 数 3 階建て
- 延床面積 2,076.11 m²
- ・ 契約の方法 一般競争入札(地域限定型)
 - ・ 契約金額 192,780,000 円
 - ・ 契約の相手方 広瀬・近藤経常建設共同企業体
- 代表者 美唄市大通西 1 条北 3 丁目 2 番 7 号
 広瀬建設工業株式会社
 代表取締役 広瀬 勝儀

(都市整備部)

〈単行案件〉

◆美唄市字の名称及び区域変更の件

道営経営体育成基盤整備事業(中美唄地区及び峰岩地区)の換地処分に伴い、事業区域に所在する名称の異なる字の区域を変更するため、議会の議決を求めるもの。

字の名称	変更する字の区域の名称	変更する字の区域
字上美唄原野	字上美唄	字上美唄の一部 (2088-3外41筆)
字大富	字上美唄	字上美唄の一部 (3920-1外2筆)
字美唄原野	字上美唄	字上美唄の一部 (4454-4外1筆)
字上美唄	字上美唄原野	字上美唄原野の一部 (2430-1外8筆)
字美唄	字上美唄原野	字上美唄原野の一部 (1793-1外5筆)
字カーウシュナイ	字光珠内	字光珠内の一部 (662-4外1筆)
字峰延	字光珠内	字光珠内の一部 (7117外11筆)

(教育委員会)

〈条例制定案件〉

◆美唄市いじめ問題審議会条例制定の件

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第14条第3項の規定に基づき、美唄市いじめ問題審議会の設置に関し必要な事項を定めるため、美唄市いじめ問題審議会条例を制定し、併せて附則において美唄市特別職の非常勤職員に関する報酬及び費用弁償条例(昭和31年条例第37号)を改正する。

〈条例の構成〉

第1条 趣旨	第7条 会議
第2条 設置	第8条 関係者の排除
第3条 所掌事務	第9条 秘密の保持
第4条 組織	第10条 庶務
第5条 委員	第11条 教育委員会規則への委任
第6条 会長及び副会長	

●施行期日 平成27年8月1日

〈単行案件〉

◆空知教育センター組合格約の一部変更の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成27年政令38号)が平成27年4月1日から施行されたことに伴い、規約の一部を変更するもの。

〈改正内容〉

- ・「第14条の2」を「第15条」に、「委員の」を「教育長又は委員の」に改める。(第9条第3項関係)

●施行期日 この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

(消防本部)

〈単行案件〉

◆財産購入の件

1 購入する財産	消防救急デジタル無線装置
2 数 量	一式
3 購入金額	173,880,000円
4 購入先	美唄市東4条北1丁目2番1号 永井電機株式会社 代表取締役 永 井 仁
5 契約の方法	指名競争入札

《補正予算案件》

(総務部)

◆平成27年度美唄市一般会計補正予算(第2号)

補正内容 経営会議資料

《報告案件》

◆美唄市土地開発公社の経営状況説明書提出の件

◆株式会社美唄ハイテクセンターの経営状況説明書提出の件

◆株式会社ベル・カントの経営状況説明書提出の件

◆繰越明許費繰越計算書の件(美唄市一般会計) 経営会議資料

《人事案件》

◆美唄市監査委員選任の件(議会選出)

◎市政報告

「平成26年度各会計決算概要について」

「株式会社ベル・カント解散及び美唄情報開発学園解散について」

◎議員協議会案件

「美唄市食育推進計画(第2次)について(素案)」

日程(予定)

6月18日(木)	経営会議	29日(月)
19日(金)		30日(火)
20日(土)		1日(水)
21日(日)		2日(木)
22日(月)		3日(金)
23日(火)		4日(土)
24日(水)		5日(日)
25日(木)		6日(月)
26日(金)		7日(火)
27日(土)		8日(水)
28日(日)		9日(木)
		10日(金)

平成27年度 一般会計補正予算案 (第2号)

補 正 前 の 額			16,934,482			(千円)		
歳 出 補 正			歳 入 補 正					
款 項 目	事 業 名	見 積 額	見積額	財源区分	款 項 目 (節)			
4 衛生費	生ごみ堆肥化施設等管理運営事業	12,842	12,842	一般財源				
2 清掃費	補正内容 増額	委 託 料	10,509					
2 2								

【地方債】

変更

事 項	限度額(千円)	
	補正前	補正後
過疎地域自立促進特別事業債	213,600	223,200
義務教育施設整備債	17,200	82,700
体育施設整備債	2,700	37,400

＜変更理由＞

本歳入歳出予算に計上している「小学校大規模改修事業」、「中学校大規模改修事業」、「公民館・市民会館整備事業」及び「体育センター整備事業」について、事業の実施に伴う財源として「義務教育施設整備債」、「過疎地域自立促進特別事業債」及び「体育施設整備債」の限度額をそれぞれ変更するもの。

平成26年度美唄市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
			円	円	円	円	円
2 総務費	1 総務管理費	地方人口ビジョン等 策定事業	3,000,000	3,000,000		国庫支出金 3,000,000	
3 民生費	2 児童福祉費	保育施設整備事業	39,301,000	39,301,000		国庫支出金 39,301,000	
7 商工費	1 商工費	市内消費拡大促進事業	52,438,000	52,438,000		国庫支出金 42,438,000 道支出金 10,000,000	
7 商工費	1 商工費	地域人材育成事業	1,600,000	1,600,000		国庫支出金 1,600,000	
7 商工費	1 商工費	中心市街地 元気創出事業	3,500,000	3,500,000		国庫支出金 3,500,000	
7 商工費	1 商工費	空知団地企業 誘致推進事業	2,500,000	2,500,000		国庫支出金 2,500,000	
7 商工費	1 商工費	海外向けWDC プロモーション事業	1,000,000	1,000,000		国庫支出金 1,000,000	
7 商工費	1 商工費	国内外観光客 誘致対策事業	9,335,000	9,335,000		国庫支出金 9,335,000	
7 商工費	1 商工費	観光施設を活用した 消費促進事業	25,715,000	25,715,000		国庫支出金 25,715,000	
8 土木費	5 住宅費	公営住宅改善事業	15,600,000	15,600,000		国庫支出金 7,800,000 市債 7,800,000	
10 教育費	2 小学校費	小学校大規模 改修事業	3,915,000	3,915,000		国庫支出金 1,044,000 市債 2,800,000	71,000
10 教育費	3 中学校費	中学校大規模 改修事業	2,349,000	2,349,000		国庫支出金 783,000 市債 1,500,000	66,000
合 計			160,253,000	160,253,000		160,116,000	137,000